

## 書評

周燕飛著

## 『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』

(労働政策研究・研修機構, 2014年)

田宮遊子

本書は、日本における母子世帯への就業支援について、独自に実施した調査結果を用いて政策評価を行った研究成果が集められた研究書である。

本書の内容の紹介に入る前に、まず、母子世帯を対象とした政策の流れを振り返っておこう。1980年代半ばと、1990年代後半の2時点で児童扶養手当の大きな削減が実施された。2000年代に入ると、福祉から就労への転換を目指すという政策転換が行われる。これは、2001年に発足した小泉政権下で実施された財政面の構造改革の一環であった。構造改革では社会保障関係の歳出を5年間で総額1.1兆円（毎年2千2百億円）削減することが政策目標とされた。母子世帯に対しては、児童扶養手当の給付カット、生活保護の母子加算の廃止（のちの民主党政権下で復活）が実施された。所得保障の削減の代わりに導入されたのが、母子世帯向けの就業支援策である。本書は、まさに、この、2000年代以降に重視されてきた就業支援策の有効性を問う、重要な研究結果を含んだものになっている。

さて、本書冒頭の序章は、全体のイントロダクションというよりも、本論での分析結果をふまえた政策提案がまとめられた結論部にあたる内容となっている。データ分析による就業支援策の政策評価が第2章以降で行われるが、その総合評価について、端的に次のように述べられている。

「2003年以降に拡充された就業支援策が、統計的に母子世帯の収入アップにつながったという問いかけに対して、答えは『そうとも限らない (not necessarily)』である」(10頁)。

就業支援策の効果は限定的であるという結論からは、4つの政策手段が提案される。すなわち、シングルマザーの婚活支援、親権者の決定にあたって経済力を重要な指標とするルール変更、養育費の強制徴収の仕組みの創設である。加えて、所得保障については、生

活保護がシングルマザーにとって望ましい貧困対策ではないとし、勤労所得税額控除の導入が提案されている。

本書各章の分析は、労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施した「母子家庭の母への就業支援に関する調査」(2007年)、「子育て世帯全国調査」(第1回2011年、第2回2012年)の3調査の個票データを軸に、あわせて、JILPT、旧JILが実施した「日本人の働き方調査」(2005年)、「就業・社会参加に関する調査」(2006年)、「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年)の3調査や、千葉県弁護士会の「養育費に関するアンケート調査」等が補足的に利用されている。

本書第1章で母子世帯の増加と経済的困難について、その現状が概観され、続く第2章では、経済的自立を果たしている母子世帯の規定要因を、母子世帯の諸属性を説明変数としたプロビットモデルを用いて分析している。ここでの経済的自立とは、300万円を超える年収を有していることや、児童扶養手当が支給停止になる水準の収入を有していることを基準としている。まず、シングルマザーの稼働能力が高ければ自立を高めるのではないかとの仮説については、教育歴が長いほど、勤続年数が長いほど、パソコンを使用しているほど、専門資格を保有しているほど経済的自立層が多い傾向があることから、この仮説が支持されたとしている。育児負担の重さが自立を難しくするという仮説については、子どもの人数が少ないほど、末子年齢が高いほど自立層が多い傾向が観察されることから、この仮説も支持されたとしている。また、私的／公的支援を利用することで経済的自立が高まるのではないか、という問いについては、育児休業制度や親族の育児・家事支援を利用している場合に自立する傾向があると

して、この仮説も一定程度支持されると説明される。ただし、推定結果をみると、シングルマザー向け就

業支援の利用や公営賃貸住宅での居住、親族の持家での居住といった公的／私的支援を受けている場合に、経済的自立に対してマイナスに有意な結果もみられる。公的／私的支援が母子世帯の経済的自立にもたらす効果に関しては、この分析から十分に解明されたとはいえないだろう。

第3章では、シングルマザー向けの就業支援策である、雇用助成金、ジョブサーチ支援、職業能力開発の3種について、どのように効果測定や政策評価ができるのか、その指針が示されている。

まず、シングルマザーを雇用した場合の助成金については、予算規模が大きいものの、果たしてこれによってシングルマザーの雇用は拡大しているのかという疑問を提起している。例えば、雇用助成の期限を超えても雇用が持続されているのか、雇用助成はシングルマザーに対するマイナスのシグナルを雇用主に抱かせることになっていないか、という点についての検証が必要であると指摘されている。

ジョブサーチ支援の効果測定のためには、支援を受けた者と受けなかった者との賃金と就業率の比較や、支援／非支援グループ間を比較する実験的手法が必要であることが指摘されている。

雇用助成の場合、就職困難者同士のパイの奪い合いとなりかねないが、職業能力開発についてはそうした問題が起きにくく、むしろ労働生産性を高めることで労働市場が拡大する効果が期待できるとしている。そこで、シングルマザー向けの職業能力開発策の一つである高等技能訓練促進費について、この支援によるおおよその収益率を推計している。高等技能訓練促進費は、資格取得のために養成機関で2年以上修学する場合に、毎月の生活費としての所得保障が2年を限度として提供されるという、ひとり親世帯に限定した支援策である。この支援を利用して資格を取得した場合の効果は、筆者の推計によれば、看護師、准看護師については収益率が高く、その投資は約5年で回収が期待できるとしている。ただし、資格取得後の勤務が非常勤での雇用であると、収益率は大幅に低下し、理学療法士や作業療法士の資格取得の場合には収益率がマイナスになるケースも見出されている。

高等技能訓練促進費を含め、2000年代以降に新規導入された母子世帯に特化した就業支援事業の中から、高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金、母子自立支援プログラムの3事業について政策効果を分析

しているのが第5章である。誰が事業を利用しているのか、就労支援を受けることで正社員就業は可能になったのか、賃金上昇につながったのかという点を評価項目としている。

職業訓練に対する現金給付である高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金は、シングルマザーの年齢が若い、教育歴が長い、末子年齢が高い場合に利用確率が高かった。この2事業の利用による正社員への就業移動に関しては、高等技能訓練促進費利用者にプラスの効果がみられるが、自立支援教育訓練給付金についてはその効果はみられていない。賃金上昇効果については、前者は有意な影響はみられず、後者についてはむしろ賃金を低下させる傾向が観察されている。

一方、母子自立支援プログラムは、母親の年齢が高い、母子世帯になってからの年数が短い場合に利用確率が高くなっていった。このプログラムについては、正社員就業についても賃金の上昇についてもマイナスの影響が観察されている。この結果から、母子自立支援プログラム事業がマイナスの効果をもたらしていると言えるだろうか。著者は、それよりも、比較的的資本に乏しいシングルマザーがこの支援を利用している可能性があり、その影響であると解釈している。

これらの結果から、第5章では、高等技能訓練促進費の拡充が提案されている。たしかに、高等技能訓練促進費は、職業訓練と所得保障を融合した制度として、求職者支援制度に先んじた画期的な事業であり、その効果が一定程度確認されたことは重要である。ただし、高等技能訓練を含めた就業支援の成果については、事業を受けることで賃金が低下する傾向が観察されるなど、依然として不明な点が多い。分析結果の解釈も難しく、事業を利用しているサンプルが少ないことによる制約が大きいかもしれない。

資格を取得することで短時間労働でも賃金の高い仕事に就くことができれば、育児と仕事の両立が容易になろう。しかし、第3章での収益率の推計結果とあわせて考えると、資格取得後はフルタイムの正社員雇用に就かなければ、費用対効果の観点から有効な政策とは言えなくなる。高等技能訓練促進費を利用したこうした本格的な職業訓練が有効なのは、フルタイムで働く準備のあるシングルマザーのみに限定されるということが示唆される結果となっている。

第6章では、パソコンスキルを持つことがシングルマザーの就業にとって有用か否かを検討している。ま

ず、パソコンスキルについての先行研究の動向が紹介されている。主な先行研究では、OLS推定では賃金上昇効果がみられるが、内生性の問題から見せかけの相関があり、観察されない個人の能力の影響を除去すると、賃金上昇効果が観察されないとする結果となっている。そこで、著者の分析においても、シングルマザーについて、OLS推定だけでなく、観察不可能な個人の能力の影響を統計的に除去するための操作変数法を用いたIV推定が行われている。推定結果は、先行研究と同様、OLS推定ではパソコン使用による賃金上昇効果がみられるものの、IV推定からはその効果はみられないというものが示されている。

また、賃金の上昇以外の側面でのパソコンスキルの有効性についても検討されている。まず、パソコンスキルを持つことで情報収集能力が高まり、公的支援の利用につながる可能性については、パソコンスキルが母子世帯向けの公的な就業支援の利用確率に有意な影響を与えてはいなかった。ただし、パソコンスキルを持つ場合、母子世帯になる前後に転職や新規就職活動をする確率を高める傾向が観察されている。

つづく第7章では、正社員就業の希望確率と就業確率が推計される。非正社員のシングルマザーは、その8割近くが正社員就業を希望している。実際、シングルマザーのウェルビーイング指標をみると、非正社員のシングルマザーと比べて、正社員就業の場合に収入が高く、生活全般のゆとり感も高くなるという。ところが、「今後3年もしくは5年くらいの間に」正社員になることを希望しているか否か、という、より限定的具体的将来を問う質問にすると、正社員希望者の割合は4分の1にまで低下することに著者は着目している。

第7章での分析によれば、まず、シングルマザーは、女性の中でも正社員希望が高いことがロジット分析から示されている。また、子どものいる女性全体と、子どものいない者も含めた女性全体を対象とした分析からも、母子世帯であることは、正社員就業希望確率を有意に高めていた。

では逆に、正社員就業を希望しないシングルマザーは、どのような理由から正社員を希望しないのだろうか。その理由として、「年齢・学歴等制約仮説」、「育児制約仮説」、「非勤労収入仮説」を立て、正社員就業希望確率を推計している。その結果、シングルマザーの学歴や末子年齢は統計的に有意な影響はみられないものの、母親の年齢が高くなると正社員希望確率は有意

に低下し、親と同居していることはその確率を有意に高くすることが観察されている。これにより、「年齢・学歴等制約仮説」と「育児制約仮説」は一定の説明力をもつとしている。

また、「非勤労収入仮説」については、非勤労収入が増えるごとに正社員希望確率は低下しており、仮説を支持する結果であった。非勤労収入については、さらに、生活保護受給を区別し、生活保護受給を説明変数に加えた推計を行っている。その結果、生活保護受給は正社員就業希望確率を有意に低下させることが観察されている。

生活保護受給を説明変数に加える前のモデルでは、非勤労収入の係数はマイナスで統計的に有意であるが、生活保護受給を加えたモデルでは、非勤労収入が有意ではなくなる。この点について、第7章で明示的な説明はされていない。ここから読み取れるのは、生活保護以外の非勤労収入である児童扶養手当、養育費や親族からの経済的援助等に関しては、正社員就業希望との関係が不明である、ということになろう。児童扶養手当が就業を阻害しているか否か、いわゆる「福祉の罨」が発生しているか否かについての先行研究では、日本においてはそのような関係がみられないことが指摘されており（阿部・大石2005；駒村2004）、第7章での分析がそうした先行研究とも矛盾しない結果になっていることが示唆される。

正社員にはなりたいが当分の間は正社員以外の働き方を希望する、という行動をシングルマザーがとることについては、第1子出産後にいったん就業を中断する女性が多く存在する日本の労働市場の状況にかんがみると、直感的にうなずけることではある。ただし、正社員就業をしているシングルマザーと非正社員のシングルマザーとの間の所得格差は大きく、正社員就業は経済的貧困から抜け出す一つのカギとなっていることは間違いない。このことから、誰が正社員就業希望を実現できるのかという点についての第7章後半部での分析は興味深い。

それによれば、本人年齢が比較的若い、初職が正社員、末子年齢6歳以上、専門資格（介護福祉士、看護師、准看護師、調理師、簿記）保有等が正社員就業の確率を高めるという結果となっている。また、この正社員就業希望の実現要因を女性全体で推定すると、シングルマザーが正社員になりやすいという傾向は確認されていない。

さて、第7章では、母子世帯が生活保護を受給することは、シングルマザーの正社員就業希望確率を低下させているという結果が示されたが、このことは、生活保護受給による福祉の罫の存在を示しているのだろうか。この点について筆者は、「もともと正社員として働けない特殊の事情がある者が、生活保護を受けているという逆の因果の可能性」(144頁)があり、同時性の問題を考慮した分析の必要性があるとして、福祉の罫の存在についての判断は留保している。日本の生活保護制度の運用実態を踏まえれば、これは妥当な解釈だと思われる。

最終章となる第9章では、就業支援策から話題を転じ、離別した父親の養育費不払いをめぐる現状分析が行われる。この章の分析には、JILPTの調査と、千葉県弁護士会の調査結果とを用いている。ここでは、養育費支払いが困難な離別父親を年収200万円未満に設定し、その割合が16%と少数であることを指摘している。それにもかかわらず養育費不払いである非監護親が多いことや、とりわけ、年収500万円以上という、平均並みかそれを上回る収入がある場合にも、その4分の3が養育費を支払っていないことを問題視している。

ただし、養育費支払いが困難な非養育親が少数なのかという点について、大石(2012)では、やや異なる見解が示されている。大石(2012)では、月額4万円の養育費を支払うことのできる年収を養育費算定表から逆算した年収額(子どもの年齢が15歳未満で250万円未満、15歳以上20歳未満で350万円未満)を養育費支払いが困難な者と設定し、それを下回る離別父親の割合を推計している。それによれば、離別父親の3~4割程度が、養育費支払い困難層にあたと推計されている。また、離別後独身のままの男性と、離別後再婚した男性とでは、その属性が大きく異なることが指摘されている。後者では一般有配偶男性と同様な属性を持つものに対して、前者では低学歴、離転職が頻繁で健康状態も悪く、人的資本の蓄積不足を原因とした低所得の特徴がみられるという知見が示されている(大石2012)。

非監護親の養育費の不払いは、日本の母子世帯の経済的状況を悪化させている一つの要因として無視できないものであり、養育費の強制徴収の仕組みを導入することは、本書においても、また、政府の政策としても検討されている事項ではある。ただし、本書第9章や大石(2012)が着目しているように、なぜ離別父親が養育費を支払えない/支払わないかが一定程度解明

されない限りは、養育費強制徴収の仕組みは費用対効果の観点から有効性を持ちえない結果になりかねない。このことから、非監護親についてはさらなる分析が必要な論点であると言えよう。

以上、本書で示された新たな知見を概観してきた。今一つ付け加えることは、本書の分析に用いられているJILPTの調査自体が貴重なものであるということだ。日本では母子世帯の実数が少ないだけでなく、調査への回答率も低い可能性があり、母子世帯の状況についてより詳細な統計的分析をするために十分なサンプルを確保することは難しい。厚生労働省が5年ごとに実施している「全国母子世帯等調査」に関しても、2011年調査の母子世帯サンプル数は1,648世帯にとどまっている。本書においても、標本数が小さいことによる分析の限界はみられるものの、千世帯以上の母子世帯サンプルを確保した分析は一定の説得力がある。

このように、本書は、母子世帯の貧困問題を考えるにあたり重要な発見がちりばめられている。日本社会におけるシングルマザーの抱える困難は、少しずつ多くの人に関心を持たれるようになっていくなかで、本書は、この分野の研究者を超えた読者の関心を引くものだと考えられる。ただし、計量分析に馴染みのない潜在的読者層にとっては、やや難解と思われる箇所も多い。とりわけ、既発表の論文を再録して単行本化するのであれば、計量分析の手法や結果の解釈について、もう少しわかりやすい記述を加えることが可能ではないだろうか。ただしそうした点においても、本書で示された学術的貢献は大きく、今後の政策を考えるうえで広く読まれることが期待される。

#### 参考文献

- 阿部彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」, 国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会。
- 大石亜希子(2012)「離別男性の生活実態と養育費」, 西村周三監修, 国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安—自助・共助・公助の新たなカタチ』慶應義塾大学出版会。
- 駒村康平(2004)「低所得世帯のリスクと最低所得保障」, 橋木俊詔編『リスク社会を生きる』岩波書店。

(たみや・ゆうこ 神戸学院大学准教授)